

今帰仁農業振興地域整備計画一部除外申請の受付について(お知らせ)

今帰仁農業振興地域整備計画一部除外の受付を下記の日程で開始いたしますので、お知らせいたします。
また、一部除外の申請は下記条件が必要となります。

記

申請様式:今帰仁村ホームページ(新着トピックス)、経済課窓口(紙資料)
受付期間:令和8年7月21日～令和8年10月31日

一部除外要件

- ① 農家住宅
 - ② 農家分家住宅(本家と同一世帯だった者、2世帯住宅は除く)
 - ③ 今帰仁村在住歴5年以上の非農家住宅
 - ④ 農業者となることを志向する者のうち村長が適切であると認めた者
- ※ 農地が連なる第一種農地は、除外されない可能性が高いです。

今帰仁村役場経済課
TEL:0980-56-2256
FAX:0980-56-2105